

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2015 賃金確定要求書の受理等について
交渉日時 平成 27 年 11 月 13 日（金） 15 時 00 分～16 時 05 分
交渉場所 安心館 大会議室
交渉出席者 当局側 土屋副市長 宇野市長公室長 星川副部長 波戸瀬課長
岡部副課長 西川人事研修係長 雲丹亀給与係長
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計 8 人

概 要	2015 賃金確定に係る要求書の受理等を行った。
組合の主張	<p>① 給与制度の総合的見直しは地域間格差を大きくするもので導入するなという立場である。国は総原資の配分の見直しという考え方であるが、それは地方にはそのまま当てはまらない。地域手当の根拠そのものに問題がある。長岡京市が 16%、京田辺市が 12%とされている中で宇治市はなぜ 6%なのか。</p> <p>② 労使交渉では、説明責任は宇治市当局にある。国や府の制度がこうだからというだけで導入するというだけでは納得できない。今年度の人勧で示された給与の官民較差は国においては基本給ではなく、地域手当引上げの前倒しの原資に使っている。そういう原資は広く配分すべきである。</p> <p>③ 今年は国の給与法の改正が年明けにずれ込むという情報がある。また、国が給与法を改正したあとに、地方が条例改正をするようにという情報もある。下げる時は臨時議会でも提案している。12月で合意して、条例改正が3月議会なら、その間何かあった場合に、合意した内容が変わるのではないかという懸念がある。</p>
当局の主張	<p>① 給与制度の総合的見直しは京都府も他団体も実施又は実施予定となっている。どういう中身にするのかは周りの動向を見てからになるが、避けては通れない。地域手当の決め方に、完全に納得がいくかと言えば、疑問もあるが、ひとつの物差しとして京都府の勧告内容を無視できるものではない。</p> <p>② 総合的見直しについての矛盾に対する組合の主張は理解しているが、一方でラスパイレス指数が高くなっている状況があり、この状況をまったく無視はできない。</p> <p>③ 合意した内容を必ず12月議会に提出するというではないが、例年どおり12月1週目の早い時期に合意が図れるよう協議を進めたい。国の状況もあるが、交渉は例年どおりのペースで行いたい。</p>